

## 特別講演

主催 埼玉医科大学医学研究センター・同免疫学 ・ 後援 埼玉医科大学卒後教育委員会  
平成17年12月7日 於 埼玉医科大学第三講堂

## 大学発ベンチャーの考え方

大竹 秀彦

(聖マリアンナ医科大学難病治療研究センター・MPO株式会社代表取締役社長)

「大学発バイオベンチャー」には、バイオテクノロジー産業の振興だけでなく、大学・大学病院の財政面の改善や医療現場の治療・臨床研究両面での活性化という側面があり、今後、更なる発展が期待されている。

大学発ベンチャーが事業として成功するためには、まず研究成果の特許取得が必須条件となる。しかしながら、特許の重要性は高いにもかかわらず、日本の大学では研究成果を特許化することが少ない。大学の研究者は特許出願よりも論文化や学会発表を優先する傾向があり、また、特許出願を行う場合でも、製薬会社を中心となって出願手続きが行われるため、大学や研究者に対する対価還元は曖昧なことが多い。

そのような状況を打開し、産学官による大学研究の事業活用を促進するため、日本政府は21世紀に入ってから環境整備をすすめた。2001年5月に制定された「新市場・雇用創出に向けた重点プラン(平沼プラン)」で「大学発ベンチャー1000社計画」が提唱されると共に、日本版バイ・ドール法・TLO法等、大学における特許取得と特許に基づく事業化を推進する仕組みが整えられた。また、ベンチャーの株式上場を容易にするため、マザーズ・ヘラクレス等の新たな株式市場が創設された。

これまでの日本では、医薬品開発のリソースや事業化ノウハウは製薬会社や特定研究機関で蓄積されており、大学発・臨床現場発の新しいアイデアや研究を事業化する手段は限定されてきたといえる。環境整備の一方で、各大学での知的財産管理のノウハウ不足、事業化後の「ヒト」「カネ」の課題(経営人材の不足や未成熟なベンチャーキャピタル市場)等、大学発ベンチャーを成功させるための支援体制は未だ不十分である。事業化を円滑に行うために、知的財産管理、会社

経営、臨床開発等の専門知識および専門家ネットワークを備えた「バイオ・ネットワーク・インキュベーター(様々なネットワークを備えたバイオ事業の孵化器)」ともいえる開発支援機関が必要とされている。

聖マリアンナ医科大学では、大学の研究成果の特許化・事業化支援を目的としてMPO株式会社を設立し、MPOがTLO(技術移転機関、すなわち、大学の特許の活用を支援する機関)と「バイオ・ネットワーク・インキュベーター」の役割を併せ持つて、大学の持つ「知的財産」や「専門知識」の積極的な事業化を支援している。

大学の研究者方々も新しい発明・発見をされた際には、まず特許化とその特許を踏まえた事業化を検討されることを強く推奨したい。尚、その際には、次の2点が重要である。

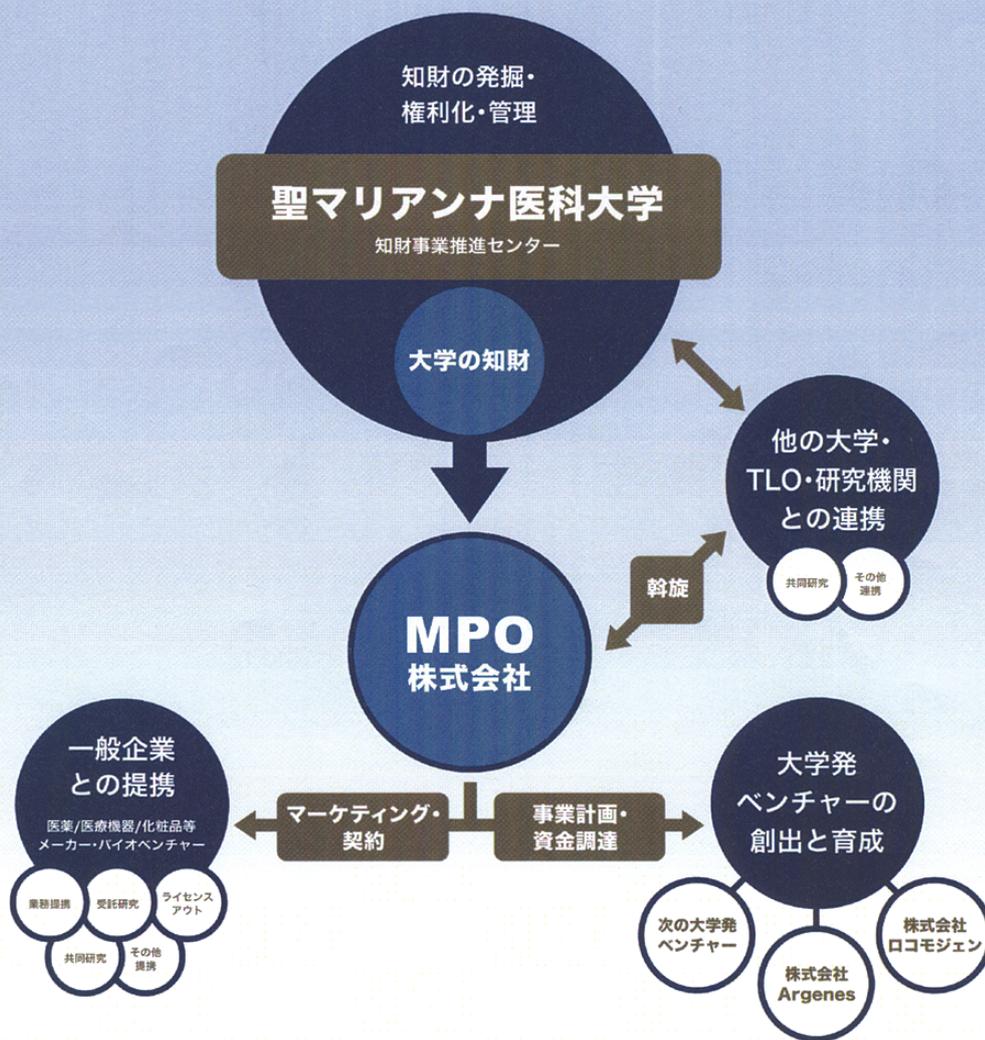
1. 研究成果を発表(学会発表・論文提出)すると特許とならないため、発表の前に財産を「権利化」する必要があることを認識し、発表前に大学の知財本部/TLO/弁理士を通じて特許性の検討をする事

2. 会社の設立とその後の会社経営は、可能な限り専門家に任せると割りきって、しかるべき人(TLO/バイオ・ネットワーク・インキュベーター等)に頼るべきところは頼る事。

日本には国公立・私立併せて100以上の大学病院が存在する。これら大学病院は、各地域の基幹病院としての地域医療・先端医療の重要拠点であるだけでなく、新しい医薬品・治療方法創出のポテンシャルを持つ場所でもある。大学病院発・臨床現場発のバイオベンチャー創出は、最終的に、医療現場によりよい医薬品・治療方法を届ける手段となり、専門的研究成果の社会還元に貢献するはずである。



## 聖マリアンナ医科大学の知的財産活用のフレームワーク



知財事業推進センターは、MPO株式会社との協力体制を組み、学内における知財の発掘・権利化・管理を行っています。これらの知財は、MPOを介して、共同研究・ライセンスアウト・ベンチャー設立等、最適な形での事業化を計画し、その実現をサポートしています。

図. 聖マリアンナ医科大学の知的財産活用のフレームワーク.